

社会福祉法人みやび会ふじの里 指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人みやび会が開設する社会福祉法人みやび会ふじの里(以下「施設」という)が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる職員(以下「職員」という)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」という)に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を、提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 社会福祉法人みやび会ふじの里 二 所在地 群馬県藤岡市中大塚880番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する職員は、特別養護老人ホームの職員と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名 (併設特別養護老人ホームの施設長と兼務)

管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

二 職員 生活相談員 1名 (常勤・併設特別養護老人ホームの生活相談員と兼務)

看護職員 2名 (常勤・非常勤 併設特別養護老人ホームの看護職員と兼務)

介護職員 7名 (常勤・非常勤 併設特別養護老人ホームの介護職員と兼務)

管理栄養士 1名 (常勤・併設特別養護老人ホームの管理栄養士と兼務)

機能訓練指導員 1名 (常勤・併設特別養護老人ホームの機能訓練指導員と兼務)

職員は、指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたる。

(利用定員)

第5条 利用定員は20名とする。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

一 生活指導(相談援助等) 二 機能訓練(日常動作訓練) 三 介護サービス 四 健康状態の確認

五 送迎 六 給食サービス 七 入浴サービス 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、法令等で定められた割合の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

一 次条に規定する通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用として、別紙のとおり。

二 滞在に要する費用として、別紙のとおり。 三 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり。

四 その他指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、藤岡市(旧鬼石町、上日野、金井地区は除く)とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

二 機能訓練室を利用する際には、機能訓練時の注意事項を遵守すること

三 浴室を利用する際には、浴室利用時の注意事項を遵守すること

四 その他、施設利用時の注意事項に従い遵守協力すること

五 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第10条 職員は、短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(身体拘束の制限)

第11条 職員は、短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 職員は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。 2 管理者は、防火管理者を選任する。

3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立てるものとし、施設はこの計画に基づき、概ね毎年6月及び12月に避難 及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 施設は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人みやび会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年3月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。(制度改正に伴う利用料の変更)
この規定は、平成27年8月1日から施行する。(制度改に伴う負担割合の変更)